

# 新旧対照表

修正前	修正後
<p style="text-align: center;">S A G A 2 0 2 4 吉野ヶ里町食品衛生対策要項（案）</p> <p>1 目的 この要項は、「S A G A 2 0 2 4 吉野ヶ里町医事・衛生基本計画」に基づき、吉野ヶ里町で開催される第78回国民スポーツ大会及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における選手団、競技役員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。</p> <p>2 実施方法 S A G A 2 0 2 4 吉野ヶ里町実行委員会は、県のS A G A 2 0 2 4 実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。</p> <p>3 食品衛生対策 （1）食品衛生に対する意識の向上 食品関係事業者、町民及び大会参加者等に対し、食品衛生に関する啓発を行い、食品の衛生的な取扱いの向上に努める。 （2）食品関係営業施設等の監視・指導 関係機関等と連携し、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造販売施設、競技会場の食品販売店等に対して、監視・指導を行う。 （3）食品関係営業施設等の健康管理 関係機関等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底、病原体保有者の発見に向けた<u>検査の実施を励行するよう</u>指導する。 （4）食中毒発生時の対応 大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき、必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。</p> <p>4 その他 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要項は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">S A G A 2 0 2 4 吉野ヶ里町食品衛生対策要項</p> <p>1 目的 この要項は、「S A G A 2 0 2 4 吉野ヶ里町医事・衛生基本計画」に基づき、吉野ヶ里町で開催される第78回国民スポーツ大会及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における選手団、競技役員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。</p> <p>2 実施方法 S A G A 2 0 2 4 吉野ヶ里町実行委員会は、県のS A G A 2 0 2 4 実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。</p> <p>3 食品衛生対策 （1）食品衛生に対する意識の向上 食品関係事業者、町民及び大会参加者等に対し、食品衛生に関する啓発を行い、食品の衛生的な取扱いの向上に努める。 （2）食品関係営業施設等の監視・指導 関係機関等と連携し、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造販売施設、競技会場の食品販売店等に対して、監視・指導を行う。 （3）食品関係営業施設等の健康管理 関係機関等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底、病原体保有者の発見に向けた<u>検査の実施を行うよう</u>指導する。 （4）食中毒発生時の対応 大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき、必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。</p> <p>4 その他 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要項は、令和4年3月10日から施行する。</p>